

仙台市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月28日（木曜日）午後1時30分から午後3時25分
2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
3. 出席委員 (17人)

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
			5 番	大里 重市
	6 番	加藤 和江	7 番	加藤 和彦
			8 番	菅野 則義
	10 番	佐藤 千治	12 番	佐藤 とみ
			13 番	品川 忠夫
	14 番	鈴木 通	15 番	鈴木 正年
			16 番	高橋 勝彦
	17 番	松原 菊男	18 番	嶺岸 若夫
			19 番	結城 一吉
4. 欠席委員 (2人)

9 番	郷古 雅春	11 番	佐藤 昭幸
-----	-------	------	-------
5. 議事日程
 1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事録署名委員の指名
 4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件
 - 第5号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
 - 第6号議案 農用地利用集積計画（案）について
 - 第7号議案 農地中間管理事業 農用地利用集積計画（案）について
 - 第8号議案 農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について
 5. 協議
 - (1)平成31年度業務計画（案）について
 - (2)平成31年度総会等関連行事予定表(案)
 - (3)農地利用の最適化の実現に向けての区域活動について(案)
 6. 報告
 - (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
 - (3)農地法第3条の3の規定（相続）による届出
 - (4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (5)売り渡し希望農地一覧表
 - (6)平成30年度第4回企画検討チーム会議報告
 7. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	佐藤 和之
振興係主任	内海 敏子	農地係主任	小椋 健一
農地係主任	八木 正志	農地係専門員	庄子 尚

7. 農地利用最適化推進委員

安達 良和 菅井 孝彦 倉片 誠喜

8. 会議の概要

	開 会	(午後1時30分)
1 開 会 司会:主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第9回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会:主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号9番郷古雅春委員及び議席番号11番佐藤昭幸委員から、欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、3番赤間敬委員、4番大泉権吾委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。 (午後1時33分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 第1号議案については、13番品川忠夫委員の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限があります。「農業委員会	

の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっていることから、第1号議案を審議する前に、品川忠夫委員は退席してください。

(品川忠夫委員退席)

議 長

調査委員会の報告を19番結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。

調査委員会を、平成31年2月25日に実施いたしました。

調査は、4番大泉権吾委員、5番大里重市委員と私の3名で調査を行いました。

今回の申請は、売買による規模拡大が10件、交換による耕作利便が2件、贈与による農業承継が2件、賃貸借権の設定による新規就農が1件、使用貸借権の設定による規模拡大が1件の合計16件です。

番号1番から5番までを4番大泉権吾委員、番号6番から11番までを、5番大里重市委員から報告をします。番号12番から16番までは、私が報告します。

議 長

それでは最初に第1号議案の番号1番と2番を審議することにいたします。4番の大泉権吾委員から調査結果を報告願います。

大泉権吾委員
(4番)

番号1番と2番は関連がありますので、一括して報告します。

以前から耕作していた農地を交換して耕作の利便を図るものです。番号1番の譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で210アールの農地を耕作しています。番号2番の譲受人は、現在トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で644アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお2月20日に熊谷幸夫農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番と2番について、調査の結果、許可相当と報告がりましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番と2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案の番号1番と2番、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番と2番の案件が終了しましたので、品川忠夫委員は入室してください。

(品川忠夫委員 入室)

議 長

それでは、引き続き第1号議案の審議をします。

番号3番から16番までの調査結果を報告願います。

大泉権吾委員
(4番)

引き続き、3番から5番までを報告します。

番号3番は、贈与により農業承継を図るものです。親から子と孫に持分2分の1ずつを贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で379アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお2月20日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で104アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお2月20日に庄司善春農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、農地所有適格法人で、現在トラクター3台、耕うん機2台、田植機2台、収穫機1台を所有し、労働力構成員8名で耕作をしています。現在、農地法第3条による賃貸借で借り受けている農地を売買により取得するものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、2月20日に加藤和江農業委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

大里重市委員
(5番)

番号6番から11番までを私から報告します。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。

譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で391アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお2月20日に品川忠夫農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第

3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番と番号8番は、譲受人が同一人ですので一括して報告します。売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと収穫は、作業委託により、家族4人で251アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、2月20日に太田功治農地利用最適化推進員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は小作地ですが、今回、農地法第18条第6項による合意解約がでております。譲受人は、現在耕うん機1台を所有し、田植えと収穫は、作業委託により、家族2人で67アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、2月20日に安達良和農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番と番号11番は、関連がありますので一括して報告します。番号10番は、使用貸借権の設定により規模拡大を図るものです。番号11番は、贈与により親から同一世帯の長男夫婦と孫に持分贈与をするものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台を所有し、収穫については、作業委託により、家族3名で25アールの農地を耕作しています。同時申請をすることから、50アールの面積要件を満たすものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。岩切土地改良区からの移動確認書がでております。なお2月20日に庄司善春農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

結城一吉委員
(19番)

番号12番から16番までを私から報告します。

番号12番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台を所有して、畑作中心に、家族4人で46アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、2月22日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号13番は、賃貸借権の設定により新規就農をするものです。

新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、以前から付近の農地を借り受けて農作

業を自然農法（無肥料・無農薬）でしてきており、農業の作業経験については、充分であると判断いたしました。なお、賃貸借期間は、5年です。
本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、2月22日に本間昭農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号14番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は小作地で、基盤法による賃貸借権が設定されていますが、終期が平成31年3月31日であり、その後、譲受人が耕作することから、施行令第2条第2の不許可の例外に該当すると判断しました。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有して、家族3人で122アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、2月20日に奥山壽農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号15番と16番は、譲受人が同一人で関連がありますので、一括して報告します。売買により規模拡大を図るものです。取得面積が大きいことから、聞き取り調査を実施しました。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台を所有して、1人で207アールの農地を畑・果樹主体で耕作しています。262-2田は、482㎡を2分の1所有しているものを所有者毎に登記簿面積で議案書に記載しております。262-3田は6,660㎡、262-5田は12,238㎡については所有者毎に記載しております。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、2月20日に本間昭農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

第1号議案の番号3番から番号16番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8番)

13番は新規就農者ということだが、畑6,513㎡を1人で耕作するのですか。自然農法の実績はあるのですか。有機栽培をするという希望だけでこの面積を取得するのですか。

結城一吉委員
(19番)

聞き取り調査では、1人で耕作できますということでした。

大泉権吾委員

県北にある農業法人で1年間農業研修をし、栄養週期栽培を学びました。40

(4番)	aをスコップ1本で起した実績があり、60aに増えてもやっていると本人は考えています。野菜類も品目は特殊なものでない普通の野菜ですが、自家採種して販売を拡げてく計画もあり、若くやる気のある人です。
松原菊男委員 (17番)	年齢はいくつですか。
結城一吉委員 (19番)	30代です。
高橋勝彦委員 (16番)	スコップ1本で60aを起こすのは結構な面積だが可能ですか。
大泉権吾委員 (4番)	粗放栽培で実施するものなので可能、農業機械は地主から借りるとのことです。
大里長市委員 (5番)	動物の堆肥は虫が湧くので、雑草など植物性の堆肥を使いたいという意向です。
菅野則義委員 (8番)	15・16番について、1人で果物を作るのですか。
結城一吉委員 (19番)	他の農地で栗や柿は作っていますが、今回購入する農地には牧草を栽培し、周辺の酪農家に出荷するそうです。
議 長	他に、ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号3番から番号16番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第1号議案の番号3番から番号16番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。 (午後2時00分)

議 長	<p>続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第2号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、3番赤間敬委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員と15番鈴木正年委員の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、一般住宅に転用するものが1件です。</p> <p>調査結果は、3番赤間敬委員から報告をします。</p>
赤間敬委員 (3番)	<p>第2号議案は、一般住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外で農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外であります。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、相続により取得した農地に看護師が一般住宅として利用するものです。畑441㎡を転用して、居宅に72㎡、駐車場普通車2台に33㎡、通路等に336㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、住宅金融公庫からの融資証明通知書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後2時02分)</p>
議 長	<p>続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員	<p>第3号議案の調査結果について報告します。</p>

(第一調査委員会
委員長)

調査は、3番赤間敬委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員と15番鈴木正年委員の4名で調査を行いました。

今回の申請は、穀物乾燥調製施設に転用するものが1件、資材置場に転用するものが3件、碎石置場に転用するものが2件、中古車置場に転用するものが1件、土砂置場に一時転用するものが1件の合計8件です。

番号1番から3番までを、13番品川忠夫委員から、番号4番から6番までを、6番加藤和江委員から、番号7番と8番を15番鈴木正年委員から報告をします。

品川忠夫委員
(13番)

番号1番から3番までを私から報告します。

番号1番は、穀物乾燥調製施設(ライスセンター)に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良事業施行後8年以上経過しています。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、農地所有適格法人が穀物乾燥施設に利用するもので、田2,331㎡を転用して、穀物乾燥調製施設に200.93㎡、パイプハウス3棟に250㎡、駐車場普通車20台に300㎡、刎殻置場に150㎡、通路等に1,430.07㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、残高証明書(H31.1.31付け)が提出されております。土地改良区の意見書も(H31.1.24付け)提出されております。賃貸借の期間は、15年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良事業施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建築業者が資材置場として、田2,068㎡を転用するものです。事業面積(用悪水路を含む)2,175㎡を、資材置場に700㎡、駐車場普通車5台に62.50㎡、駐車場中型車10台に210㎡、通路等に1,202.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、残高証明書(H31.2.8付け)が提出されております。また、賃貸借の期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号3番は、碎石置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業者が碎石置場に利用するもので、田1,466㎡を転用して、

碎石置場に 480 m²、土砂置場に 400 m²、重機置場に 125 m²、駐車場普通車 1 台に 15 m²、通路等に 446 m²として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、残高証明書(H31. 2. 10 付け)が提出されております。また、賃貸借の期間は、20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(6 番)

番号 4 番から 6 番までを私から報告します。

番号 4 番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されていることから、第 3 種農地と判断しました。申請地は、田 794 m²を資材置場に転用するものです。事業面積は雑種地を含み 1,040 m²で、資材置場に 398 m²、碎石置場に 170 m²、駐車場大型車 2 台 180 m²、重機置場 2 台に 78 m²、通路等に 214 m²を転用する計画であり計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。賃貸借の期間は、10 年間です。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 5 番は、中古車置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されていることから、第 3 種農地と判断しました。申請地は、田 536 m²を中古車販売業者が中古車置場に転用するものです。中古車置場 23 台 287.50 m²、通路等に 248.50 m²を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。土地改良区からの意見書(H31. 2. 5 付)が提出されております。賃貸借期間は 20 年間です。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査しました。

番号 6 番は、土砂置場に一時転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。また、申請地は、建設業者が土砂置場に一時的に利用するもので、田 1,753 m²を転用して、土砂置場に 248 m²、資材置場に 75 m²、駐車場大型車 6 台・普通車 5 台に 309.80 m²、休憩所・トイレに 29.20 m²、通路等に 1,091 m²として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がない

と判断しました。なお、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。一時転用の期間は、平成 32 年 1 月 31 日までです。また、農地復元計画書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

鈴木正年委員
(15 番)

番号 7 番と 8 番を私から報告します。

番号 7 番は、砕石置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。面積が大きいことから聞き取り調査を行っております。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請地は、田 3,582 m²を産廃処理業者が砕石置場に転用するもので、砕石置場に 1,000 m²、作業ヤードに 520 m²、駐車場大型車 2 台に 100 m²、駐車場普通車 10 台に 150 m²、重機置場に 50 m²、通路等に 1,762 m²を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。賃貸借権の設定期間は、20 年間です。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 8 番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請地は、畑 597 m²を林業の業者が資材置場に転用するものです。資材置場に 210.50 m²、駐車場普通車 5 台に 85.20 m²、通路等に 301.30 m²を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。以上、8 件よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時17分)</p>
議 長	<p>続きまして、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第4号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、3番赤間敬委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員と15番鈴木正年委員の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の非農地証明願は、山林が1件です。</p> <p>調査結果を、3番赤間敬委員から報告します。</p>
赤間敬委員 (3番)	<p>番号1番の調査結果を報告します。申請地は、都市計画区域外で農振その他の区域にあります。現在の状況は山林です。申請理由は、平成10年頃から不耕作状態になり山林化したものです。確認資料である、固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件②(農地法施行後には、農地であったものが耕作不適・耕作不便等止むを得ない事情により20年以上耕作放棄されたため、自然改廃した土地で農地への復元が困難なもの)に該当し、承認相当と調査しました。</p> <p>以上、1件よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。第4号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時20分)</p>
議 長	<p>続きまして、第5号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員	<p>第5号議案の調査結果について報告します。</p>

(第一調査委員会 委員長)	調査は、4番大泉権吾委員、5番大里重市委員と私(19番結城一吉委員)の3名で調査を行いました。聞き取り調査は全員で説明を受け、調査を行いました。今回の案件は、県営名取地区土地改良事業の実施に伴い、仙台市と名取市とにおける市境変更が行われるため、その変更に対応した農用地利用計画を変更するものが1件です。調査結果を、4番大泉権吾委員から報告していただきます。
大泉権吾委員 (4番)	第5号議案の調査結果を報告します。この整備計画の変更は別紙のとおり、名取市の農用地と仙台市の農用地の境界を整理するものです。ノコギリ状態になっている農用地をまっすぐな農用地にするもので、名取市から仙台市に編入する農用地と仙台市から除外して名取市に編入される農用地として、ほぼ同面積を変更するものです。今回、仙台市長より意見を求められているものです。変更理由書など関係書類を検討した結果、「意見なし」と調査をいたしました。 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	第5号議案について調査の結果、「意見なし」との報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。第5号議案について、「意見なし」にすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第5号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件については、「意見なし」と意見を付することに決定いたします。 (午後2時25分)
議 長	続きまして、第6号議案農用地利用集積計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。
事務局 農地係長	第6号議案農用地利用集積計画(案)は、平成31年4月1日に設定するものです。総数で、38件、74,173㎡です。内訳は、新規に設定するものが、9件19,706㎡、更新により設定するものが、29件54,467㎡となっております。2月上旬に各地域で利用調整会議を実施してきているものです。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。 以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第6号議案農用地利用集積計画(案)については、承認と決定します。</p> <p>(午後2時27分)</p>
議 長	<p>続きまして、第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)は、平成31年3月1日仙台市公告予定分です。総数で7件18,171㎡です。</p> <p>新規に農地中間管理機構に設定するものです。詳細は、別紙のとおりです。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)については、承認と決定します。</p> <p>(午後2時28分)</p>
議 長	<p>続きまして、第8号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第8号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)は、平成31年4月19日に宮城県告示予定分です。総数で、1件18,171㎡です。農地中間管理機構から設定するものです。詳細は別紙のとおりです。なお、本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。以上、よろしくご審議願います。</p>

議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第8号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第8号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。</p> <p>以上で議案を終了します。(午後2時30分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項(1)「平成31年度業務計画(案)について」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹兼振興係 長	<p>資料1-1、1-2により説明 業務方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米政策、TPPの時点修正 ・農地の面的復旧復興が終了するため、東日本大震災関連の文言削除 等
議 長	<p>協議事項(1)について、ご意見は3月8日まで募集いたしますが、この場でご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「平成31年度業務計画(案)について」は、意見を頂戴して修正したものを次回3月の総会で協議いたします。</p> <p>続いて、協議事項(2)「平成31年度総会等関連行事予定表(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹兼振興係 長	<p>資料2により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会、各種委員会、研修等の日程
議 長	<p>協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長

質問がないようですので、(2)「平成 31 年度総会等関連行事予定表(案)」は、承認といたします。

続いて、協議事項(3)「農地利用の最適化の実現に向けての区域活動について(案)」を中野会長職務代理者から説明願います。

中野会長職務代理者(2番)

(3)農地利用の最適化の実現に向けての区域活動について(案)、を説明いたします。

ご存知のとおり、農業委員会の重要な業務は「農地利用の最適化」であると法で新たに明確化されました。仙台市でも農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を強固にし、農業委員会活動を行っていかなくてはなりません。

会津若松市の視察で勉強した、「委員と推進委員が一体となった活動の取り組み」について、仙台市でも一部を取り入れていきたいと考え、役員会で検討を重ね、今般、区域活動の案を作成しました。

資料3をご覧ください。

— 説明 —

1. 概要

区域ごとに農業委員と推進委員が集まり、活動を共にする日(区域活動)を各区域で設定し、地域活動の情報及び委員同士の意思等の共有を図るとともに、代表者等がその場で話し合ったことや実施した内容を「区域活動票」に記録し、委員会全体で利用することにより他区域の活動の参考とし、組織全体の業務の質の向上を図るものであります。

2. 区域活動の内容等

(1)目的と回数等ですが、

農業委員会の重要な業務である「農地利用の最適化」を実現するための活動の一つとして、区域活動を行い、活動及び成果の見える化をするものです。

・回数は毎月2回程度(案)とします。

・事例をピックアップして年1回の全体会で発表するとともに、「区域活動票」を、毎月委員で閲覧及び事務局内供覧により、委員会全体での情報共有等を行います。

(2)活動内容ですが、

①合同農地パトロール：推進委員等が、個別に農地パトロールを行っていますが、それ以外に農業委員も一緒に、支給された作業着に着替え、腕章と車にマグネットを付けて複数人で行います。

②区域内報告会：区域ごとに委員と推進委員それぞれが月報と相談等記録票に書いてある内容を報告しあい、区域内の情報共有化と、記載する内容のレベルアップを図ります。

・どういう種類の活動をしたか

・自分の活動をどこに分類したか等他の委員の月報等を見ることによって、書き方や、活動していたが記載漏れ事項がないかなどを参考にして下さい。

③農家相談：2名程度で戸別訪問します。年金や農業新聞加入等の強化月間や、新規就農者の所に行って何か困りごとはないか聞き取りをすることなどを想定しています。

3. 区域について（委員と推進委員合同で実施）

(1) 区域設定は委員皆さんの意見を尊重します。

(2) 区域の状況と委員数を考慮した区域割り（案）です。

左側は推進委員募集時の14区域です。隣は委員と推進委員について、留任か新人か、中立か旧委員かを記載しており、委員と推進委員の合計人数を入れています。

その隣は、参考までに区域ごとの総農家数を2015農林業センサスから記載しました。合同農地パトロールや農家相談は14区域ごとに実施がいいと考え、それぞれに○をつけています。

なお、区域内報告会は、大沢・広瀬は同じ宮城支店管内なので一緒にし、長町・西多賀は役員会で提案があったので一緒にしています。中立委員はお住まいの区域への参加や、専門的な視点で参加が必要な区域などの区域にも参加できるようにと考えております。

◎考慮した点として、先ほど申し上げましたが、

・区域内報告会は、原則各区域ごとに設定していますが、同じJA支店管内、各委員1名ずつ等の区域で相談記録票の件数が少ない等、一緒に活動した方がいい近隣区域は、区域を併せて設定しました。

(3) 今後検討すべき点

・七郷、六郷、根白石等委員人数の多い区域は、合同農地パトロールで、6人、7人になると車2台での移動となり、大変な場合は細分化など2地区に分けるなどやりやすいように実施していただければと思います。

新体制になって数ヶ月経ちましたが、何をどう活動していいか困っている委員さんも見受けられます。是非、区域ごとに情報を共有して、活発に活動できるよう、ご意見をもらいたいと思います。次に、裏面をご覧ください。今後のスケジュールです。

本日の総会で、区域活動（案）と区域活動票（案）を提示させていただき、本日も各委員の意見を頂戴します。また、本日の協議後にお気づきの点がありましたら、3月8日までに事務局あて意見を提出して下さい。

3月の役員会で、いただいた意見等を基に修正した案を提示し、総会で承認をいただく予定です。

その後、4月の全体会で私から「区域活動について」を、推進委員に説明します。また当日は、その場で区域ごとに分かれてもらい、具体的に集まる日や場所、最初の代表者（固定か輪番か）について話し合いをもっていただく予定です。区域活動は5月から開始したいと考えていますが、4月から活動できる区域はスタートして下さい。

次のページは区域活動票（案）です。見本で大沢・広瀬区域を付けています。

	毎月代表者等が記録し、提出いただきます。内容は後でご覧になって下さい。以上です。
議 長	協議事項 (3) について、説明のあった通り、仙台市でも農業委員と最適化推進委員と一緒に活動する日を区域ごとに設定し、情報を共有していきたいという提案です。ご意見は3月8日まで募集いたしますが、この場でご質問・ご意見等はございませんか。
松原菊男委員 (17番)	活動の人数は最低何人ですか。2人欠席だったら2人で活動してもいいですか。
中野会長職務 代理者(2番)	1人欠席があれば3人で活動していただく。1人月2回程度は活動いただくので、毎月決まった人しか参加しない等ということがないように、区域ごとに話し合っ て全員参加できるよう日程調整をして下さい。
高橋勝彦委員 (16番)	六郷区域のように人数が多いところは、農地パトロールは半分ずつ位を2班に分けて輪番制を行う等その区域に任せてもらっていいですか。推進委員には農地パ トロールのステッカーを貼って実施して下さいと言っていますが、それを合同で やるということ考えてよいですか。
中野会長職務 代理者(2番)	農地パトロールのやり方は区域にお任せします。人数が多いので、委員さんに協 力してもらって3回、4回と回数を多くやってもらってもいいです。
議 長	基本的には、合同農地パトロールも必要ですが、共通の認識を持って委員と推進 委員に共通の課題があった場合、毎月区域で情報の共有を図っていくというのが 今回の区域活動の一番の目的です。今後、県や国から、どのように農地の最適化 を図っていますかと報告を求められて来ます。そのため区域毎の密な活動がどう しても必要になり、各委員等の活動内容も把握していかなければなりません。共 通の活動が今後に向けて最重要化していきますので、今回、区域活動を提案いた しました。
菅野則義委員 (8番)	河川敷の畑もパトロールもやるということでもいいですか。
中野会長職務 代理者(2番)	河川敷のパトロールを行っていただき、何か意見があれば、農業委員会を通じて 関係機関に話をしていきます。
鈴木通委員 (14番)	中田区域では、農振農用地区域は河川敷くらいしか残っていないのが現状です。
中野会長職務	是非パトロールして下さい。作業着や腕章をして、車に「農地パトロール」のス

代理者(2番)	テッカーを貼り、農業者にアピールすることも必要です。
鈴木通委員 (14番)	河川敷は、今現在も会って話してもいつも同じ内容だけになります、それでもいいですか。
議 長	区域の中で農地パトロールやってもらって、それだけでなく自分の区域の農地法3、4、5条の議案の内容は、委員も推進委員も知っておかなくてはならないので、推進委員と一緒に確認するのもいいと思います。報告書にどう書いたらわからないという状態にならないように、推進委員にも説明して下さい。
大里長市委員 (5番)	西多賀区域は長町と合同でということですが、今月は西多賀、来月は長町としてもいいですか。
議 長	農地パトロールで現地を見るだけでなく、地域の情報を共有するために寄ってもらいます。今回は西多賀だけでいい、となればそれでいいし、隣の長町も見た方がいいとなれば見ればいいと思います。 都合が悪ければやりやすい方向にしてもらっていいです。
品川忠夫委員 (13番)	今日の総会で決議された議案を委員は知っていますが、承認された案件を区域の中で情報を共有するために各推進委員に報告してもいいですか。
事務局 主幹兼振興係 長	議案書につきましては、総会終了後各推進委員に郵送配布しています。議案の内容は紙ベースではわかりますが、紙に書かれていないことについては委員さんから情報提供して下さい。
品川忠夫委員 (13番)	パトロールする時に、議案書を材料にして状況を見に行ってもいいと思います。
議 長	大きな捉え方で区域の中を見ていきます。中間管理機構の議案もありましたが、情報として委員も知りたい、推進委員も携わっていきたいということがあるので、結果報告の説明をしながら、地域の担い手の所にこういう案件がありましたよと説明するなど、多種多様にやっていきたいと考えています。今までにない活動なので、まずは5月から開催しながら、早めに行けるところは4月からやっていただき、その区域ごとに問題が出たら検討しながらいい方向にいくようにしていきたいです。 他にご意見等はございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、(3)「農地利用の最適化の実現に向けての区域活動について(案)」は、気づいた点があれば3月8日までに、事務局までお知らせくだ

さい。意見を頂戴して修正したものを次回3月の総会で協議いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後3時00分)

議長

続きまして、報告事項に入ります。

- (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から
(5)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から、報告願います。
なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4088から4094まで7件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅・駐車場への転用が各2件ずつ、宅地・事務所及び倉庫・資材置場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから7ページに記載の通り、番号5252から5272まで21件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が9件、宅地造成への転用が5件、宅地への転用が2件、通路・資材置場・診療所・調剤薬局への転用が各1件ずつ、駐車場への一時転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。なお、一時転用の期間は、約3ヶ月となっております。

続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、8ページから11ページに記載のとおり12件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知については、12ページに記載のとおり8件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

次に、(5)売り渡し希望農地一覧ですが、新規申し出が2件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものも参考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしく願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようです。次に(6)平成30年度第4回企画検討チーム会議報告について、企画検討チームチーム長から説明願います。

企画検討チ
ーム長(松原菊

- (1)農作業標準料金等の設定について(案)
(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

男委員)	(3)平成 31 年度企画検討チーム事業計画 (案) 等の決定について
議 長	(6)平成 30 年度第 4 回企画検討チーム会議報告についてご質問等はありませんか。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。 <p style="text-align: right;">(午後 3 時 07 分)</p>
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から報告します。資料 5 をご覧ください。
会 長	(会長報告)
議 長	続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について 鈴木正年委員から 2 月 4 日の第 2 回女性農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会、佐藤千治委員から 2 月 6 日のみやぎ農業担い手サミットの報告をお願いします。
鈴木正年委員 (15 番)	— 報告 —
佐藤千治委員 (10 番)	— 報告 —
議 長	次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局	(3)事務局からの連絡事項について ① 認定新規就農者と認定農業者に対する支援制度について、パイプハウス設置助成のチラシ ② 3 月～4 月の予定表 ③ 「消費税引き上げに伴う価格設定について (ガイドライン)」の広報・周知について ④ 農山漁村パートナーシップの推進 ⑤ 他市町村農業委員会だより等 (横浜市、新潟市西区) ⑥ 農業者年金加入推進記録簿の提出依頼
議 長	その他についてご意見、ご質問等がございますか。 <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。

司会:主幹兼振
興係長

中野会長職務
代理者

なければ以上で全てを終了いたします。

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第9回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時25分)